取　引　先　各位

国立大学法人北海道大学

最低賃金の改定に伴う中小企業者との
契約金額の変更の必要性の確認について

平素より本学の教育研究事業及び調達業務にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本学では「国立大学法人北海道大学の中小企業者に関する契約の方針」を策定しており、その中に「最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し」がございます。本学と契約を締結しております案件において、従事する従業員等の中に、改定後の最低賃金より低い賃金で雇用されていた者が存在する場合には、賃上げに必要な金額について契約金額の見直しの必要性を検討いたします。

つきましては、本学と契約締結中の案件において、契約金額の変更が必要となる場合には、その根拠となる資料を添付の上、契約締結時の本学担当者までお申し出ください。